

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

激動の時代を突破する中小企業のチャレンジ支援と地域経済の活性化

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県多治見市

3 地域再生計画の区域

岐阜県多治見市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【地理的及び自然的特性】

まちの中央部に土岐川が流れ、四方を山々に囲まれた豊かな自然環境に恵まれている多治見市は、これまで都市機能を10万都市にふさわしいレベルに向上させ、生活利便性と自然環境が調和した住環境が形成された。

【産業】

1,300年余の歴史を誇る陶磁器産業「美濃焼」とともに発展してきた。近年では企業誘致事業も推進し、大手の進出企業によっても地域産業が支えられているが、依然として市内事業者の97%以上が小規模事業所・中小企業である。

【人口】

昭和40年代の第2次ベビーブームにより自然動態による人口増加がピークを迎え、昭和50年代以降は郊外における大規模な住宅団地の開発の増加により、平成元(1989)年まで社会動態による人口増加が進行した。平成12(2000)年には人口がピークを迎えたが、その後、住宅団地の開発も落ち着きを見せ社会動態が減少、コロナ以前から名古屋市で働く市民が多いことや、大学が市内にないこともあり、進学や就職をきっかけとして人口が流出している。平成21(2009)年以降は自然動態が減少し、以後、自然動態、社会動態ともにマイナスの状況が続いている。

【地域の課題】

上述の通り、小規模事業所と中小企業者が市全体事業者の97%以上を占めており、地域経済の強化かつ地域循環促進を図るにあたり、中小企業への生産性向上、収益力向上に資する事業により、伴走支援が重要である。しかしながら、新型コロナウイルスの影響、ウクライナ情勢、エネルギーの高騰、AIの登場による経済構造の変化等、中小企業を取り巻く環境は、ここ数年で激変しており、融資や補助金といった周囲からの支援無しでは事業展開が厳しい状況にある。

新型コロナウイルスの影響で、売上が減少した事業者に対し、セーフティーネット保証により本市が支援した事業者は1,400件を超えるに至った。しかし、返済の猶予期間が終わり、返済が始まった現段階で、ウクライナ情勢の悪化に伴うエネルギー価格の高騰が企業の経営を圧迫している。また、大企業の採用が再開したことによる有効求人倍率の高止まりと人員不足等、追い打ちがかかり、中小企業にとっては、過酷な状況となっている。

そのような状況のなかで課題は2つある。

課題① 企業の安定した「人財」確保

課題② 「人財」が確保できる体制を整える上で、激変する経済状況に強い体質を構築し自力で稼ぐ事業者へと成長させること

これまで、ビジネスフェア、ビジネスマッチング、創業支援・出展促進事業のイベントを開催してきたが、場の提供のみにとどまっており、長期的な目での伴走支援が行えていなかった。上記課題を解決するために、アフターコロナの経済状況において「新事業突破チャレンジ補助金」を創設し、伴走型フォローアップを行っていく。伴走型フォローアップを行う上で、市内関係機関（多治見商工会議所、笠原町商工会、東濃信用金庫、十六銀行、日本政策金融公庫、岐阜県信用保証協会、多治見市観光協会「たじみDMO」）と連携し、オール多治見で支援に臨む必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

人口減少による様々な課題を克服する原動力として、地場産業と新規産業など相対するもの両方を元気にする視点での取組が必要である。

その取組として、アフターコロナの中で、新規事業及び事業再構築を前向きに行う市内事業者に対し、関係機関と連携して伴走型で支援を行う。市内事業者の技術力及び生産性向上等の支援を通じて、多治見市の地域経済の強化を行い、地域経済循環を促進させ、企業の安定した人財確保と生産人口の雇用の場の確保を目指す。

【数値目標】

K P I ①	本事業補助対象事業者の付加価値額の向上率						単位	%
K P I ②	本事業補助対象事業者の給与支給総額の増加率						単位	%
K P I ③	多治見商工会議所・笠原町商工会・多治見市による企業訪問の件数						単位	件
K P I ④	多治見商工会議所・笠原町商工会会員数						単位	社
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	5.00	5.00	5.00	-	-	15.00	
K P I ②	0.00	3.00	3.00	3.00	-	-	9.00	
K P I ③	15.00	2.00	2.00	2.00	-	-	6.00	
K P I ④	2,307.00	10.00	10.00	10.00	-	-	30.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

激動の時代を突破する中小企業のチャレンジ支援と地域経済の活性化

③ 事業の内容

アフターコロナ、ウクライナ情勢、エネルギー価格の高騰、AIの登場等、社会情勢や経済状況による経営環境の変化を、新事業等の新たな取り組みを実施することで突破しようとする市内中小企業者等および特定事業者等に対して、伴走型フォローアップが確実に機能する仕組みの補助制度を創設することで、経済の活性化を図り、雇用を創出。また、デジタル技術の開発には、より高得点を配点し、DX推進やAIの導入を促進する。時代の変化や社会的ニーズをとらえたビジネスモデルの構築を支援する。

中小企業支援策の柱は以下の二つ。

- 1 新商品の開発、生産性の向上や新たなビジネスモデルの構築を図るためのシステム、販路拡大への支援
 - 2 変動する社会ニーズをとらえ、確実に受注を行うための「人財」の確保
- 以上、2つの柱のもと、実施する具体的事業は次のとおり。

（１）新事業突破チャレンジ補助金の創設

多治見商工会議所主催の補助事業。新商品の開発、生産性の向上や新たなビジネスモデルの構築を図るためのシステム、販路拡大についての事業計画・収支計画を募集し、審査を2回（書類審査/非公開プレゼン）実施し補助金交付者を決定。1事業者につき最大1,000万円、事業費の1/2、補助対象経費は原則事業者の行うソフト事業（ただし、ハード事業については、ソフト事業と合せて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定するKPI等の十分な向上が見込まれるものは対象とする）を補助するもの。

- ・1事業者の補助期間は交付決定年度（単年度）のみ。ただし、事業計画は3年～5年としており、補助期間終了後も企業訪問を行い、継続して伴走型フォローアップを行っていく。
- ・単年度の採択件数は5件～8件程度を想定。3年目には支援体制を強化することにより前年度の補助件数に比して倍増（審査会を2回実施）する計画。

本補助制度の特徴は、次の2点。

①補助金の交付決定は中小企業診断士や経営の専門家を審査員として任命し、審査会形式で決定する。

②事業計画や収支計画の作成については、多治見商工会議所および笠原町商工会の経営指導員がブラッシュアップを徹底的に行う。

伴走型支援が機能しない理由は、融資や補助金の決定に関してのハードルが低く、商工会議所や金融機関への相談を求めない企業が多いからである。審査員による厳正な審査を行うことが、企業と商工会議所の担当者が共同して事業計画や収支計画を作成することを促し、関係性を構築、その後のフォローアップにつながる事が本補助制度の特徴。通常の補助制度であれば、一定の基準をクリアすれば交付決定となるが、事業性や収益性を重視した経営の専門家による審査を行うことが、一過性ではなく、その後の企業の継続的な成長を促し、ひいては地域経済の発展にも寄与するというもの。

（２）多治見で働くプロジェクトの推進

多治見商工会議所と多治見市が共同して実施している「多治見で働くプロジェクト」の充実を図り、雇用創出、「人財」の確保を行う。このプロジェクトは求人サイトの運営と合同会社説明会「多治見で働くフェス」の開催、職場の環境整備などを促す企業教育を行うもの。令和元年度末から多治見商工会議所の主催で展開している。年間30名ほどの採用実績があり、具体的には、採用のための求人方法に関するセミナーの開催や職場環境の改善に関する情報提供、PRビデオの作成支援、大学のキャリアセンターへの情報提供・PRなどを協力して行っている。

（３）企業訪問によるフォローアップ

例年、多治見商工会議所と多治見市の企業支援担当が年間数十社へ企業訪問し、企業が抱える雇用や経営の課題などについてヒアリングを行い、政策立案につなげている。

（２）の多治見で働くプロジェクトは、訪問先の企業からの要望を受けて実現したもの。この企業訪問の事業を、（１）の新事業突破チャレンジ補助金を交付決定した企業や、「多治見で働くプロジェクト」参加企業に対してのフォローアップとして強化する。

（４）ビジネスイベントとの連携

多治見市が主催するビジネス3大イベントである、ビジネスフェア「き」業展、マッチング事業「企業お見合い」、「たじみビジネスプランコンテスト（TAJICON）」との施策間連携を図り、地域経済全体の活性化を促進する。具体的には、この3大イベントは市内中小企業経営者、金融機関、まちづくり会社等で構成される実行委員会形式で事業を進めており、単なるイベント開催にとどまらず、地域に出展する企業との異業種間連携を促進するよう、支援機関による個別マッチング等を実施する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業を通じて、市内中小企業の経済活動がもたらす経済効果をもとに、本交付金に頼らず独自財源により事業として継続していくことが可能であると見込まれる。また、意欲的な事業者による新事業に触発された市内企業の経済活動活性化によって、域内民間事業者からの寄附増加を期待できる。

【官民協働】

地方公共団体のみでの取組ではなく、支援機関と協働して実施。
中小企業の経営相談や支援事業は、専門性が高く、商工会議所・商工会の経営指導員や金融機関の融資担当、中小企業診断士等の専門家との連携は不可欠である。支援機関による伴走型支援をあわせて実施することで民間事業差の自立・発展を目指す。

【地域間連携】

市域を超えて企業間の連携が促進されることにより、市内中小企業の商圈拡大と人的交流が期待され、相互に域内産業の活性化を図ることができる。

【政策・施策間連携】

新事業等の新たな取組創出により雇用を創出することで、労働力としての生産年齢人口の地域内への移住定住を促進する。
市内企業の新商品開発を促すことにより、本事業を通じて開発した商品等をふるさと納税の返礼品に加え、ふるさと納税返礼品の充実と市の魅力発信、税収増を図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

創設する補助制度の審査において、デジタル技術の開発にはより高得点を配点する。

理由①

DX推進やAIの導入を促進することで、時代の変化や社会的ニーズをとらえたビジネスモデルの構築を支援する。

取組②

該当なし。

理由②

該当なし。

取組③

該当なし。

理由③

該当なし。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6 月

【検証方法】

外部有識者委員会（「事業評価委員会」）において、K P Iの達成度や事業の進捗を検証。検証結果を勘案し、K P Iの達成度が著しく低下する場合は、本委員会において事業の見直しに関して意見聴取するとともに、検証結果を市役所内部、市議会、一般市民等へ公開し、次年度以降の事業計画の見直しのために活用。

【外部組織の参画者】

産（民間企業経営者、商工会議所職員）、官（市職員）、学（学識者・大学教授）、金（金融機関シンクタンク研究員）、労（労働組合関係者）、言（マスコミ関係者）、士（行政書士）、自治会関係者（区長会役員）、子育て・教育関係者、公募委員（市民）によって構成される事業評価委員会において効果検証等を行う。

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに本市公式WEBサイト上で公表するとともに、本市公式SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、コミュニティFM、広報紙等を十分に活用し、市民及び事業者への周知を図る。また、市役所内部や市議会でも情報共有し、3者（市民や外部有識者等、行政、議会）が共通認識を持った上で事業計画の検証や見直しを進めていく。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A 3 0 0 7】

総事業費 66,105 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日 から 2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

（1）該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に
7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。